

議案第33号

日野町議会議員政治倫理条例の一部改正について

日野町議会議員政治倫理条例の一部改正について、地方自治法第112条第1項の規定により、別紙のとおり提出する。

平成24年3月22日 提出

提出者	日野町議会議員	安達幸博
賛成者	日野町議会議員	竹永明文
賛成者	日野町議会議員	中原明
賛成者	日野町議会議員	松本利秋
賛成者	日野町議会議員	小谷博徳

日野町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

日野町議会議員政治倫理条例（平成17年日野町条例第1号）を次のとおり改正する。

次の表の改正前の項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（移動項等及び削除項等を除く。）を削る。

改正後	改正前
<p>(政治倫理基準)</p> <p>第4条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (1)～(4) 略</p> <p>(町の工事等に関する遵守事項)</p> <p>第5条 議員は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2の規定の趣旨を尊重し、町民に疑惑の念を生じさせないように努めなければならない。</p>	<p>(政治倫理基準)</p> <p>第4条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) <u>町費が直接伴う団体等の代表については就任をしないこと。</u></p> <p>(町の工事等に関する遵守事項)</p> <p>第5条 議員の配偶者、二親等以内又は同居の親族、<u>議員が役職をしている企業並びに議員が実質的に経営に携わる企業</u>は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2の規定の趣旨を尊重し、<u>町が行う許認可、又は工事等の請負契約、業務委託契約を辞退し、町民に疑惑の念を生じさせないように努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する「実質的に経営に携わる企業」とは、次に掲げるものをいう。</u></p> <p>(1) <u>議員が資本金その他これらに準ずるものの3分の1以上を出資している企業</u></p> <p>(2) <u>議員が年額300万円以上の報酬(顧問料等その名目を問わない。)を受領している企業</u></p> <p>(3) <u>議員がその経営方針に関与している企業</u></p>

附 則

この条例は平成24年4月1日から施行する。